

京都府医療機関等処遇改善推進事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 知事は、医療機関等が賃金・物価上昇の影響を受けている状況を踏まえ、医療機関等が実施する職員の処遇の改善につなげる賃上げに必要な経費に対し、医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業実施要綱（令和8年1月26日付け医政発0126第67号、医薬発0126第1号厚生労働省医政局長、医薬局長通知）、補助金等の交付に関する規則（昭和35年京都府規則第23号。以下「規則」という。）及びこの要領に定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 診療所 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第2項に規定する診療所をいう。
- (2) 訪問看護ステーション 指定訪問看護事業者（健康保険法（大正11年法律第70号）第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。）が当該指定に係る訪問看護事業（同項に規定する訪問看護事業をいう。）を行う事業所をいう。
- (3) 薬局 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第12項に規定する薬局をいう。

(対象医療機関等)

第3条 補助金の交付の対象となる診療所、訪問看護ステーション及び薬局は、健康保険法上の保険医療機関コードが発行されており、令和7年4月1日から本事業の申請時点までに診療報酬請求の実績がある施設のうち、次に掲げるいずれかの施設（以下「対象医療機関等」という。）とする。

- (1) 有床診療所（医科又は歯科）、無床診療所（医科又は歯科）又は訪問看護ステーションであり、令和8年3月1日時点においてベースアップ評価料（外来・在宅ベースアップ評価料（I）、歯科外来・在宅ベースアップ評価料、入院ベースアップ評価料（医科）、入院ベースアップ評価料（歯科）又は訪問看護ベースアップ評価料のいずれかに限る。）を届け出ている施設
- (2) 薬局のうち、令和8年6月1日時点で令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料（以下、「見直し後のベースアップ評価料」という。）を届け出ることを誓約する施設
- (3) 医師又は歯科医師である院長と、医療に従事しない専ら事務作業（医師事務作業補助者、看護補助者等が医療を専門とする職員の補助として行う事務作業を除く。）を行う職員のための診療所等、現行の制度上、ベースアップ評価料を届け出ることができない有床診療所、無床診療所又は訪問看護ステーションのうち、令和8年6月1日時点で見直し後のベースアップ評価料を届け出ることを誓約する施設

2 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げるいずれかに該当する者とする。

- (1) 対象医療機関等を開設する法人
- (2) 対象医療機関等を運営する個人事業主

(補助対象事業等)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げるいずれかに該当するものとする。

- (1) 補助対象者が、令和7年12月から令和8年5月までの期間において、補助対象者と労働契約を締結している者（非常勤職員を含み、対象医療機関等の管理者、対象医療機関等を開設する法人の代表者及び対象医療

機関等を運営する個人事業主を除く者。以下「対象職員」という。)に対して、ベースアップ(基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げをいう。以下同じ。)を実施するとともに、令和8年6月1日以降においても、当該ベースアップの水準を維持し、又は拡大する取組。

- (2) 賃金表又は給与規程等の変更に時間を要する場合であって、補助対象者が、令和8年6月1日から対象職員に対してベースアップを実施することを前提として、令和7年12月から令和8年3月までの4箇月分の一時金又は特別手当を、令和8年3月までの間に対象職員に支給し、令和8年4月から5月までの期間において、ベースアップを実施する取組。ただし、この場合にあつては、当該取組により支給した一時金又は特別手当の額に相当する水準のベースアップを、令和8年6月1日から対象職員に対して行うこととする。
 - (3) 補助対象者が、令和7年度の対象職員のベースアップについて、令和7年3月31日時点の賃金水準と比較して2.0%を上回って実施している場合であつて、令和7年12月から令和8年5月までの間の当該2.0%を上回る部分。
- 2 前項の規定にかかわらず、補助対象事業には、定期昇給による賃金の上昇部分及び国又は府が交付する他の補助金等の交付を受けている事業を含まないものとする。ただし、知事が必要と認める場合は、この限りではない。
 - 3 補助対象事業の基準額(以下「補助基準額」という。)は、別表に定めるとおりとする。

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、対象職員への賃金改善額(当該賃金水準や基本給の引上げに伴い増加する法定福利費等の事業主負担分も含む)とする。

(交付申請)

第6条 規則第5条に規定する申請書は、別記第1号様式によるものとし、知事が別に定める期日までに知事に提出するものとする。

(実績報告)

第7条 規則第13条に規定する実績報告については、別記第2号様式によるものとし、知事が別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第8条 知事は、次の各号に掲げる事項に該当する場合は、既に支給した補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

- (1) 前条に規定する実績報告により支給額の全部又は一部が補助対象事業に充てられなかったと認められる場合
- (2) 令和8年1月1日において廃院又は廃止している場合(本事業の申請時点で同年1月2日以降に廃院又は廃止を予定している場合を含む。)又は補助金の支給を受けた日以降に正当な理由なく廃院又は廃止した場合。ただし、事業譲渡等による廃院又は廃止であつて譲受先において引き続き事業を継続している等、知事がやむを得ないと認めた場合はこの限りではない。
- (3) 第3条第1項第2号及び第3号に規定する誓約に反し、見直し後のベースアップ評価料の届出を行わなかったと認められる場合又は第4条第1項各号に規定する取組を行っていないと認められる場合
- (4) 申請内容を偽り、その他不正の手段により補助金の支給を受けたと認められる場合

(書類の整備)

第9条 補助対象者は、補助金に係る収支を記載した帳簿を備え付けるとともに、その証拠となる書類を整理し、かつ、これらの書類を当該事業の完了の日の属する年度の翌年度から10年間保存しなければならない。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、令和8年2月12日から施行し、令和7年度分の補助金から適用する。

別表 (第4条関係)

区 分	細区分		1施設当たりの補助基準額
診療所 (医科又は歯科)	有床診療所(3床以上) ※1		72,000円/床
	有床診療所(1~2床) ※1		150,000円/施設
	無床診療所		150,000円/施設
訪問看護ステーション			228,000円/施設
薬局	所属する同一グループ内の保険薬局数 ※2	1~5店舗	145,000円/店舗
		6~19店舗	105,000円/店舗
		20店舗以上	70,000円/店舗

※1 病床数は許可病床数とする。

※2 所属する同一グループ内の保険薬局数は、厚生局へ届出を行っている「保険薬局における施設基準届出状況報告書(別紙様式3)または特掲診療料の施設基準等に係る届出書」に記載している令和7年4月30日時点の数とする。